

令和元年 第4回（9月） 筑紫野市議会定例会  
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

認定第4号及び認定第5号の2件について、審査の経過と結果をご報告します。

まず、『認定第4号 平成30年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定』の件について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算事項別明細書及び関係資料により事業概要、決算状況等の説明を受けました。

委員会では、返還金を滞納している方は生活困窮者でアルバイトの方が多いとのことだが、返還を求める際に、就職支援等はされているのかとの質疑があり、執行部からは、納付の相談の中で関係課につないだり関係機関を紹介したりという積極的な支援を行っているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、『認定第5号 平成30年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定』の件について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算事項別明細書及び関係資料により事業概要、決算状況等の説明を受けました。

委員会では、生活支援体制整備事業とは、具体的にどのようなものなのかとの質疑があり、執行部からは、地域の社会資源等を調査する業務であり、社会福祉協議会に委託しているとの答弁がありました。

また、どのような成果物があるのかとの質疑があり、執行部からは、筑紫野市全域の社会資源を掲載した情報誌を作成しているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和元年 第4回（9月） 筑紫野市議会定例会  
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

議案第40号及び議案第41号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第40号 筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、放課後児童支援員の要件について都道府県知事が行う研修を修了した者に加え、政令指定都市の長が行う研修を修了した者についても認められることとなったため、条例の一部を改正するものです。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第41号 筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、本年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども子育て支援法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める内閣府令が改正されたため、副食費の取扱い等の当該基準を参酌し、条例の一部を改正するものです。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和元年 第4回（9月） 筑紫野市議会定例会

【文教福祉常任委員会 委員長報告】

『議案第50号 令和元年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

執行部から、歳入歳出をそれぞれ4,753万8,000円補正増し、歳入歳出予算額を65億9,737万2,000円とするものであり、補正の主な内容は、歳出については、平成30年度以前の介護給付費負担金の清算による国庫支出金返還金として4,457万6,000円、また、平成30年度介護給付費交付金の清算による社会保険診療報酬支払基金返還金として296万2,000円の補正増であり、歳入については、平成30年度介護保険事業特別会計の繰越金として4,753万8,000円の補正増である、との説明がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。